

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第16号

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
<p>(適用範囲)</p> <p>第11条 この章の規定は、次に掲げる特殊建築物に限り、適用する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 法別表第2(ロ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵場若しくは処理場又は同表(リ)項第3号若しくは(ル)項第1号に掲げる工場の用途に供するもの</p> <p>(対象区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び日影時間の指定)</p> <p>第48条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び号は、次のとおりとする。</p>				<p>(適用範囲)</p> <p>第11条 この章の規定は、次に掲げる特殊建築物に限り、適用する。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 法別表第2(ロ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵場若しくは処理場又は同表(ル)項第3号若しくは(レ)項第1号に掲げる工場の用途に供するもの</p> <p>(対象区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び日影時間の指定)</p> <p>第48条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さ及び号は、次のとおりとする。</p>					
地域又は区域		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	法別表第4(ロ)欄の号	地域又は区域		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	法別表第4(ロ)欄の号
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	(略)				第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	(略)			
(略)				(略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。